

# 少し働こうと思うけど

令和8年度から

# 住民税・所得税はどうなるの??

住民税と所得税が課税になる範囲は・・・

給与収入のみで扶養している人が誰もおらず

給与収入が	障害者・寡婦（ひとり親）・未成年でない場合	
160万超	<b>住</b> 課税	<b>所</b> 課税（控除の有無によっては非課税）
110万超 160万以下	<b>住</b> 課税	<b>所</b> 非課税
～110万円	<b>住</b> 非課税	<b>所</b> 非課税

**住** 住民税  
**所** 所得税

配偶者控除と配偶者特別控除が受けられる範囲は・・・

給与収入のみで夫が主に生計を立てている場合

夫の給与所得が	1000万円以下	1000万円超
妻の給与収入が	<b>配偶者控除</b> 夫の収入により控除額が徐々に減少する	<b>同一生計配偶者</b> 扶養ではあるが、住民税・所得税の控除はない
	<b>配偶者特別控除</b> 妻の収入と夫の収入により控除額が徐々に減少する	<b>適用なし</b>

## ご注意

この資料はわかりやすさを重視し、詳細な説明を省略しています。

- 税金上の扶養と保険上の扶養は考え方が異なります。
- 給与以外の収入がある場合や、それぞれの状況により上記に当てはまらない場合があります。